

高校 修学支援制度について

1 授業料に関する支援制度

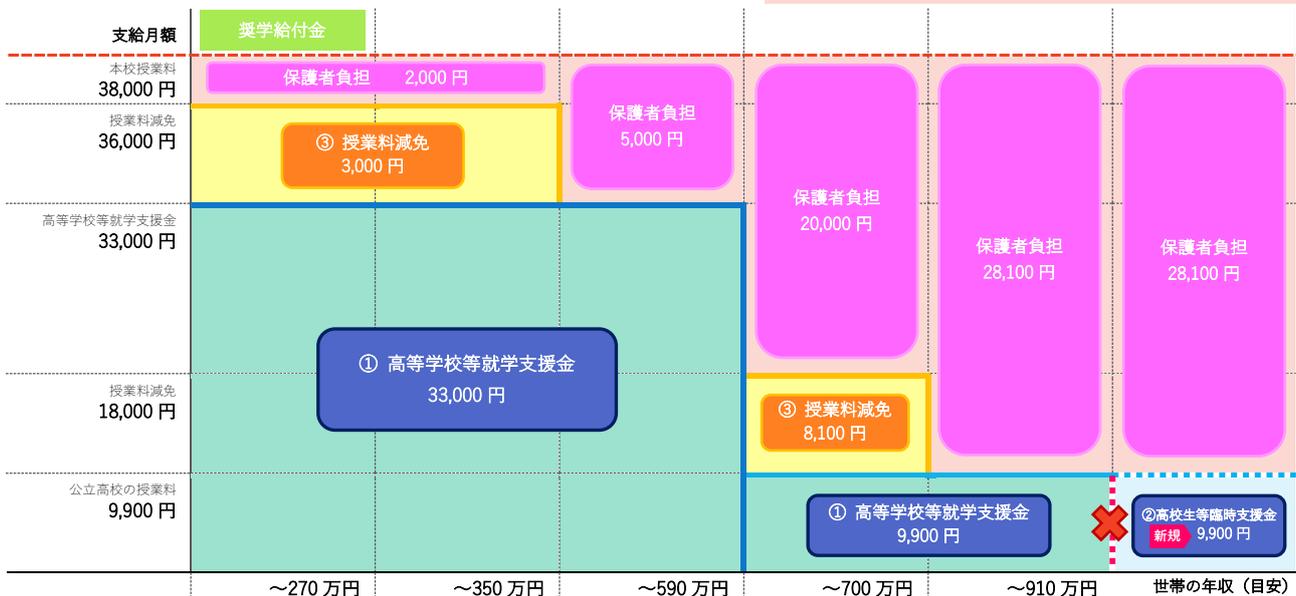
制度名	① 高等学校等就学支援金 新規 ② 高校生等臨時支援金	③ 授業料減免制度
内容	高等学校の授業料を支援する制度です。	
	国が高等学校の授業料の一部を負担する制度です。	本校が授業料の一部を免除する制度です。
要件	<p>保護者等の所得について、算定基準額*1（以下の算定式により計算した額）が</p> <p>① 高等学校等就学支援金 304,200円*2(年収910万円程度) 未満 新規 ② 高校生等臨時支援金 304,200円*2(年収910万円程度) 以上</p> <p>の世帯に月額9,900円（全日制）が国から支給されます。 なお① 高等学校等就学支援金については、保護者等の所得によってさらに加算があります。</p> <p>※1 所得要件の判定額（算定基準額）は次のとおり算出します。 （保護者等全員の合計額）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額</p> <p>ご自身の「市町村民税の所得割の課税標準額」と「市町村民税の調整控除額」は、課税証明書等で確認することができますが、市町村によって記載されていないことがあります。その際は、マイナンバーを活用して、ご自身の市町村民税の課税標準額等を確認してください。（ただし、マイナンバーカードが必要です。）</p> <p style="text-align: center;">[マイナンバー上での項目名] ・ 課税所得額（課税標準額） ・ 市町村民税_調整控除額</p> </div>  <p>※2 ただし基準を満たさない場合でも家計急変を理由に申請できる場合があります。詳しくはホームページ等をご確認ください。</p>	<p>高等学校に在学する生徒で、次の事項に該当する方に授業料の減免を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保護者等が失職・倒産・自然災害等の事由により家計が急変し、下記③と同程度に困窮している家計急変世帯 生活保護世帯 高等学校等就学支援金の加算額が支給される世帯のうち、算定基準額が51,300円未満の世帯 高等学校等就学支援金の加算額が支給されない世帯のうち、算定基準額が154,500円以上203,100円未満の世帯
支給額 減免額	下表参照 ※生徒会費、PTA会費等の授業料以外の諸経費は減免の対象外です。	
案内時期	<p>高1 合格者登校日・6月（年2回）全世帯にご案内します。</p> <p>高2・高3 6月（年1回）全世帯にご案内します。</p>	2学期以降（10月頃予定）、全世帯にご案内します。

[参考] 令和7年度 授業料試算例（就学支援金支給額・授業料減免額）

算定基準額 *1 （保護者全員の合計額）	所得の目安	①高等学校等就学 支援金支給月額	②高校生等臨時 支援金支給月額	③授業料減免制度 減免月額	月額授業料 （保護者負担）
51,300円未満	年収350万円未満程度	33,000円	—	3,000円	2,000円
51,300円以上～154,500円未満	年収350万円～590万円程度	33,000円	—	—	5,000円
154,500円以上～203,100円未満	年収590万円～700万円程度	9,900円	—	8,100円	20,000円
203,100円以上～304,200円未満	年収700万円～910万円程度	9,900円	—	—	28,100円
304,200円以上	年収910万円以上	—	新規 9,900円	—	28,100円

※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。

[参考] 令和7年度 本校授業料と公的修学支援制度



※ なお、令和8年度については、所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げが検討されています。法案が可決された場合、本校授業料38,000円は全額無償化となる予定です。

※ 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

2 授業料以外の教育費に関する支援制度

制度名	高校生等奨学給付金制度（高知県）							
内容	教科書代や学用品代など、授業料以外の教育費の一部を給付する制度です。（返還不要）							
要件	7月1日（基準日）現在で、次のすべての要件に該当する方が支給の対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> 高校生等の保護者等で、高知県内に住所を有している方 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）または生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること 次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ア 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する方であること イ 高校生等が高等学校等学び直し支援金の対象となる方 ウ 高校生等が高等学校等専攻科修学支援金の対象となる方 							
給付額	（高知県）令和7年度（※高知県外の場合、また令和8年度は変更となることがあります。） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①生活保護（生業扶助）受給世帯</td> <td>52,600円</td> </tr> <tr> <td>②非課税世帯</td> <td>152,000円</td> </tr> </tbody> </table>		世帯区分	給付額	①生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	②非課税世帯	152,000円
世帯区分	給付額							
①生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円							
②非課税世帯	152,000円							
案内時期	保護者等が高知県に在住しているご家庭については、7月～8月頃（予定）全世帯にご案内します。なお、高知県外に在住しているご家庭については、随時ご案内します。							

3 教育費全般に関する支援制度

制度名	① 高知県高等学校等奨学金制度 ※1	② 高知高等学校奨学生制度
内容	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。 この奨学金は貸与型です。高校卒業後に生徒本人が必ず返還しなければなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が、人物優秀な生徒の授業料の一部を補助する制度です。 この奨学金は給付型です。返還の必要はありません。
要件	次のすべての要件に該当する生徒が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 令和8年4月に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校の高等課程に入学された方または在学中の方 保護者が高知県内に居住している方 日本学生支援機構による学資の貸与若しくは支給または国・県からの奨学金の貸与を受けていない方（ただし、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の就学支度資金」及び「高知県生活福祉資金貸付制度の教育支援資金のうち就学支度費」は除きます。） 経済的な理由により修学が困難な方 	高知高等学校に入学を希望する者及び在学する者で、原則として経済的理由により修学が困難と認められるもののうち、人物が優秀であり、次のいずれかに該当するものは、選考のうえ奨学生として決定します。（推薦入試受験者のみ対象） <ol style="list-style-type: none"> 学業成績が優秀なもの スポーツが優秀なもの 芸術活動が優秀なもの
貸与月額 支給月額	30,000円 または 35,000円	<ul style="list-style-type: none"> 入学金一部免除 授業料から就学支援金を差し引いた額の全額または半額免除 ※実際の給付はなく、入学金または授業料徴収時に相殺します。
案内時期	奨学生の募集は年1回（4月）のみになります。 高1 合格者登校日 高2・高3 3月（年1回） 全世帯にご案内します。	選考のうえ、それぞれ該当者のみ、推薦入試合格通知発送時にご案内します。
返還方法	貸与が終了してから6か月を経過後、貸与を受けた金額に応じて、20年以内で県が定めた期間により、【月賦・半年賦・年賦・一括】のいずれかの方法で返還（無利子）	返還不要

※1 高知県外から入学される方は、それぞれの都道府県に奨学金制度がありますので、保護者等の居住地のある各都道府県庁へお問い合わせください。



修学支援制度に関するお問い合わせ

修学支援制度、入学金・授業料等の納入に関すること等について、ご不明な点等ございましたら、下記のいずれかの方法でお問い合わせください。

1 学校事務室ヘルプデスク（Microsoft Forms） <https://forms.office.com/r/J6qpMFcZh4>

2 高知中学高等学校 学校事務室（平日9：00～17：00）

☎ 088-840-1111

